

平成27年(ワ)第13029号、第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

訴えの変更の申立

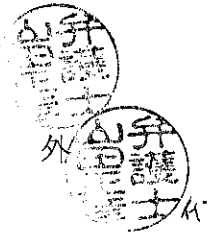
平成28年2月15日

東京地方裁判所民事第17部合議B係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田正彦

弁護士 岩月浩二 外



頭書事件について、原告番号1ないし11及び原告番号1056の各原告は、請求の趣旨第1項及び第2項に関する訴えを以下の通り交換的に変更する。

変更後の請求の趣旨

- 1 被告は、原告番号1ないし11及び原告番号1056との間で、環太平洋戦略的経済連携協定を締結してはならない。
- 2 原告番号1ないし11及び原告番号1056との間で、環太平洋戦略的経済連携協定は違憲であることを確認する。

請求の変更の理由

本年2月4日、ニュージーランドにおいて環太平洋戦略的経済連携協定

(以下、「T P P 協定」という)について、交渉参加国代表による署名が行われた。

これにより、T P P 協定についての成文が得られたものと判断される。

このことは一方で、T P P 協定に関する交渉の終了を意味するとともに、他方、T P P 協定による原告らの基本的人権侵害の危険が、よりいっそう切迫したものとなったことを意味する。

よって、原告番号1ないし11及び原告番号1056の各原告らは、自らの生存権・人格権など基本的人権侵害の危険性を排除するため本件訴えの変更にあぶ。

以上